

利益相反管理規程

第1条（目的）

当協会は、当協会と当協会に登録されている役職員、選手、指導者、取引先、その他の関係者（第6条に掲げる者をいう。）（総称して、以下「関連当事者」という。）との間における利益相反のおそれのある取引に関して、適切な方法により特定し、競技者の利益が不当に害されることがなく、かつ当協会又は関連当事者が不当に利益を得ることのないよう、当協会の体制整備の実施方針として、「利益相反管理規程」（以下「本規程」という。）を制定する。

第2条（利益相反管理の体制）

1. 当協会の利益相反管理体制は次のとおりとする。

①利益相反管理統括責任者の設置

当協会は、利益相反管理体制を統括する者として利益相反管理統括責任者を設置する。利益相反管理統括責任者は、総務委員長または理事会が指名する者とする。

②利益相反管理統括責任者は、本規程に沿って、第3条第1項の対象取引の特定及び利益相反管理を的確に実施するとともに、その有効性を適切に検証し、当該有効性に問題がある場合には、改善に努めなければならない。

③利益相反管理統括責任者は、当協会又は関連当事者の取引を含め、対象取引の管理に必要な情報を集約するとともに、対象取引の特定及び利益相反管理を一元的に行う。

④当協会は、対象取引の特定及びその管理のために行った措置について記録し、作成の日から5年間保存する。

⑤利益相反管理統括責任者は、当協会の役職員に対し、利益相反管理を適切に行うため、本規程を踏まえた業務運営の手続き等に関する研修・教育を実施し、対象取引の管理について当協会の役職員に周知させる。

2. 内部監査の実施

当協会は、利益相反管理に係る人的構成及び業務運営体制について、定期的に検証する。

第3条（利益相反管理の対象となる取引）

1. 本規程において「利益相反管理の対象となる取引」（以下「対象取引」という。）とは、当協会と関連当事者との間の取引であり、当協会又は関連当事者が不当に利益を得るおそれのあるものをいう。但し、取引金額が20万円未満のものを除く。

2. 本規程において「取引先」とは、当協会と、①現在、取引関係がある者、②取引関係に入る可能性のある者、又は、③過去3年以内に取引を行った者をいう。

3. 当協会は、理事会の過半数の承認がない限り、対象取引を行ってはならない。

当該対象取引に関係している理事は、当該承認の審議及び議決に加わることができない。

4. 対象取引

以下の取引は対象取引とする。

- ①当協会の役職員の所有物を当協会が有償で買い付ける取引
- ②当協会と取引先との間の取引のうち、当該取引先との間で行う取引と同種及び同量の取引を同様の状況下で行った場合に成立することとなる取引条件と比べて、当協会に不利な条件で行われる取引
- ③当協会の役職員のみが知り得る非公開情報を関連当事者に知らせ、関連当事者が当該非公開情報を用いて行う当協会との取引
- ④その他当協会の理事会が対象取引に該当すると認めた取引

なお、法令上禁止されている取引は、本規程の対象とせず、当協会の承認の有無を問わず禁止する。

第4条（利益相反管理の対象となる取引の特定方法）

対象取引は、次の方法により特定する。

- ①当協会の役職員は、当協会が行う取引が前条第4項に掲げる類型に該当するおそれがあると判断した場合は、直ちに総務委員会に報告する。
- ②報告を受けた総務委員会は、前条第5項により判断が可能である場合には総務委員会の判断により対象取引として特定し、本条の管理方法により管理するとともに、当該特定及び管理方法を利益相反管理統括責任者に報告する。
- ③対象取引に該当するか否かの判断において、定型的な判断ができない場合は、利益相反管理統括責任者が判断を行う。また、前項の場合であっても、その報告内容に疑義のある場合等、特に利益相反管理統括責任者から対象取引に該当するか否かの特定又はその管理方法の選定について指示があった場合には、当協会はその指示に従う。
- ④前項の場合、利益相反管理統括責任者は対象取引に該当するか否かの特定及びその管理方法の選定を行う。ただし、利益相反管理統括責任者において、利益相反管理委員会の審議を必要とすると判断した場合は、利益相反管理統括責任者は総務委員会を招集し、当該委員会において対象取引に該当するか否かの特定及びその管理方法の選定を行う。

第5条（利益相反管理の対象となる取引の管理方法）

1. 当協会の事務局は、対象取引の管理方法として、次に掲げる方法その他の措置を選択し組み合わせて講じるよう努める。

- ①対象取引又は当該対象取引以外の関連当事者との取引の一方又は双方の条件・方法を変更する方法
- ②対象取引又は当該対象取引以外の関連当事者との取引の中止する方法
- ③対象取引について、入札の方式を採る方法
- ④複数の相見積りの取得により、公正な取引条件であることを証明する方法。

2. 当協会の事務局は、利益相反管理統括責任者に対象取引を報告してから1か月以内に前

項の管理を行うことができなかつた場合、当協会の理事会に対し、対象取引の承認の件の審議・議決を提案する。

3. 前項により当協会の理事会が審議・決議を行う場合、理事会は、当該対象取引についての重要な事実の開示を受けた上で、審議・議決を行うことを要する。また、当協会の理事会は、取引の公正性に関する証憑の有無・内容、議論の経過、承認・不承認の理由等につき、理事会の議事録に記載する。

4. 理事会の承認を得て対象取引を行った場合、当協会は、対象取引の実施後1か月以内に、対象取引の相手方から、対象取引の実施内容についての報告を受けなければならない。

第6条（利益相反管理の対象となる者の範囲）

利益相反管理の対象となる関係者は、当協会に登録されている役職員、選手、指導者、取引先に加えて、下記に掲げる者とする。

- ①理事が所属する他の企業・団体
- ②理事が過半数の議決権を有する他の企業・団体
- ③理事が取締役を務める他の企業・団体
- ④理事の近親者
- ⑤理事と継続的かつ密接な取引関係にある者。但し、水道光熱費等の定型的な取引や取引金額が1万円に満たない額の取引を除く

第7条（損害賠償）

第5条に定める理事会の承認を得ずに当該取引が行われ、理事会が当該取引について当協会の利益を害するものと認める場合には、当該取引を取り消さなくてはならない。当該取引を取り消したことによって生じた損害について、理事会は利益相反取引を行った関連当事者に対し、損害賠償請求を行うものとする。

以上